

別紙 1

令和 7 年度阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域 P R パンフレット制作業務委託

仕様書

1 件 名

令和 7 年度阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域 P R パンフレット制作業務委託

2 業務の目的

近年、台湾における訪日旅行需要は拡大しており、半導体企業の熊本進出や大分空港―桃園国際空港間のチャーター便就航により、台湾から大分県へのアクセス環境は大幅に向上している。また、大分県を訪れる台湾からの旅行客数は増加傾向にあり、本県にとって台湾は重要な観光ターゲット市場となっている。

こうした状況を踏まえ、本業務では、阿蘇くじゅう国立公園の大分県側（くじゅう地域）を中心に、主に台湾からの旅行者に向けて、本地域の自然・文化・観光資源を効果的に紹介するパンフレットを制作することを目的とする。パンフレットは、四季折々の自然景観やハイキング・サイクリングなどの魅力を分かりやすく伝え、認知度向上と誘客促進を図る。

なお、本パンフレットは、台湾でのプロモーション、県内観光案内所等での設置、訪日教育旅行プログラムの案内資料としての活用等を想定している。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）まで

4 業務の内容

主に台湾からの訪日旅行客向けに阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域の魅力を P R できるようなテーマとし、アウトドア等の興味・関心を惹くようなコンテンツや、四季それぞれで異なる魅力が楽しめる景色を紹介するなど、訪日旅行客獲得に効果的な視点でパンフレットを制作すること。

(1) パンフレットの制作にあたっては、必ず以下を遵守するものとする。

ア くじゅう地域の自然の雄大さが伝わるよう、写真を多く使ったものとする。

イ パンフレットの掲載内容として、以下は必須とすること。

- ・ハイキング、サイクリング等のアウトドア情報
- ・大分、福岡、熊本の各空港からのアクセス方法
- ・SDGs のロゴマークを掲載すること
- ・裏面全体はくじゅう地域のマップとし、主要地点の座標を二次元バーコードで記載のうえスマートフォンから読み取り、地図アプリで認識できるようにすること

ウ サイズ及びページ数、部数は以下のとおりとすること。

- ・印刷サイズ B 3 判 仕上がりサイズ B 5 判
- ・日本語版・繁体字版 各 8, 0 0 0 部以上
- ・全頁フルカラー

エ 使用する言語は日本語、繁体字とすること。

オ 繁体字版には各項目に見出し程度の日本語訳を併記すること

カ 紙媒体と同内容のパンフレットデータを P D F 形式で作成すること。

キ パンフレットは令和 8 年 2 月 2 0 日（金）までに完成すること。

ク 上記ア～キの詳細等については、県と受託者が協議のうえ決定する。

(2) ターゲット等の設定、見直しの提案

- ・ターゲットの考え方は、市場特性を踏まえ、下表に示すとおりとする。

主な地域	台湾
年代	20代～40代
属性	訪日旅行検討者
価値観 行動特性	・アウトドアに興味があり、自然のなかで過ごしたい ・アクティビティ ・海外ではまだあまり知られていない日本の自然を体験したい
訴求内容	・自然の中でアクティブにリフレッシュできること ・くじゅう地域の魅力を大分県来訪の目的の一つとすること

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下表に示すとおりとする。

行動変容	パンフレットを閲覧し、阿蘇くじゅう国立公園に興味や関心を持ち、くじゅう地域への来訪を目的とした訪日旅行の計画
------	--

- ・本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行うものとする。

5 業務委託の目的物

受託者が県に納品する本業務の目的物（以下「成果物」という）については、以下のとおりとする。

ア パンフレット（紙媒体） 日本語版・繁体字版 各8,000部以上

イ パンフレットデータ（PDF形式）

ウ 上記ア、イのデータ等の一部を紙媒体により可視化した業務報告書

6 成果物の納品

成果物の納品先については、下表に示すものとする。なお、残りの枚数については大分県生活環境部自然保護推進室に一括して納品すること。

納品先		1件あたり送付枚数	送付件数
大分県内	大分市	800	1
	別府市	800	1
	由布市	800	1
	国東市	800	1
九州内	福岡県福岡市	800	2
	熊本県熊本市	800	3
	熊本県阿蘇市	800	1
	熊本県益城町	800	1
関西	大阪府大阪市	800	1
関東	東京都千代田区	800	1
海外	台湾 台北市	800	1

7 著作権に係る留意事項

(1) 本業務の実施に伴い、受託者が新たに制作・取得した成果物及び素材等のすべてに係る著作権は県に帰属するものとする。受託者は県に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

(2) 本業務の実施に伴い、受託者又は第三者が権利を有している素材等を用いる場合は、

映像の二次利用を含め、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を必ず行うこと。

- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら県の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 県は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、Web サイト、テレビ等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (5) 受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- (6) 大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- (7) 受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

8 その他

- (1) この仕様書は、事業の提案を行うにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載していない事項についての提案を妨げるものではない。
- (2) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 契約締結後、本業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること（様式自由）。
- (4) 成果物については、データ及び紙媒体等で県に確実に納品すること。
- (5) 専任の担当者を配置し、県との打ち合わせ等に担当者を出席させること。また、電話やメール等にて迅速且つ確実に連絡が取れる体制を整えとともに、県から要請があった場合には、速やかに担当者を派遣すること。
- (6) 本仕様書に定めのある事項について疑義が生じた場合、本仕様書に定めのない事項又は審査委員会で選定された企画提案等の内容の修正等については、必要に応じて県と受託者の協議により、解決するものとする。
- (7) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。